

第 19 期 中 間 決 算 公 告

2025年12月30日

東京都港区六本木三丁目2番1号
住信SBIネット銀行株式会社
代表取締役社長 円山 法昭

中間連結貸借対照表 (2025年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額	
(資産の部)				
現 金 預 け 金	1,858,357	預 金	11,024,113	
コールローン及び買入手形	35,000	債券貸借取引受入担保金	83,659	
買 入 金 錢 債 権	185,275	借 用 金	950,000	
有 価 証 券	624,988	外 国 為 替	6,509	
貸 出 金	9,462,984	そ の 他 負 債	100,407	
外 国 為 替	12,142	賞 与 引 当 金	380	
そ の 他 資 産	124,480	退 職 給 付 に 係 る 負 債	52	
有 形 固 定 資 産	3,959	ポ イ ン ト 引 当 金	949	
無 形 固 定 資 産	31,479	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	70	
退 職 給 付 に 係 る 資 産	60	負 債 の 部 合 計	12,166,141	
繰 延 税 金 資 産	14,292	(純資産の部)		
貸 倒 引 当 金	△3,753	資 本 金	31,000	
		資 本 剰 余 金	13,633	
		利 益 剰 余 金	160,109	
		株 主 資 本 合 計	204,743	
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△32,414	
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	10,796	
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	△21,618	
		純 資 産 の 部 合 計	183,125	
資 産 の 部 合 計	12,349,266	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	12,349,266	

中間連結損益計算書

〔 2025 年 4 月 1 日から
2025 年 9 月 30 日まで 〕

(単位 : 百万円)

科	目	金額
経	常 収 益	88,965
資 金 運 用 収 益	54,964	
(うち 貸 出 金 利 息)	(41,898)	
(うち 有 価 証 券 利 息 配 当 金)	(7,805)	
役 務 取 引 等 収 益	31,197	
そ の 他 業 務 収 益	2,595	
そ の 他 経 常 収 益	207	
経 常 費 用	70,403	
資 金 調 達 費 用	21,765	
(うち 預 金 利 息)	(20,116)	
役 務 取 引 等 費 用	25,947	
そ の 他 業 務 費 用	147	
そ の 他 経 常 費 用	22,044	
	498	
経 特 別 利 益	18,562	
持 分 別 变 動 損 利 益	14	
特 別 别 别 損 失	229	
固 定 資 産 処 分 損 失	5	
減 損 失	221	
そ の 他 の 特 別 損 失	2	
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	18,347	
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	6,132	
法 人 税 等 調 整 額	△1,567	
法 人 税 等 合 計	4,565	
中 間 純 利 益	13,782	
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 中 間 純 利 益	13,782	

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 7社
連結される子会社及び子法人等の名称

Dayta Consulting 株式会社
株式会社優良住宅ローン
株式会社テミクス・データ
株式会社NEOBANKサービス
株式会社テミクス・グリーン
株式会社NEOBANKテクノロジーズ
プロフィットキューブ株式会社

② 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

② 持分法適用の関連法人等 2社
関連会社の名称

JALペイメント・ポート株式会社
株式会社マプリィ

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

④ 持分法非適用の関連法人等
該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 7社

会計方針に関する事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。ただし、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社の有形固定資産は、主として定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 6年～38年
その他 2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年～7年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 貸倒引当金の計上基準

当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(追加情報)

前連結会計年度の連結業務報告書の重要な会計上の見積りに記載しました将来予測を勘案した予想損失額の調整に関する仮定について、当中間連結会計期間において、重要な変更は行っておりません。

5. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

6. ポイント引当金の計上基準
ポイント引当金は、クレジットカード会員や口座開設者に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。
7. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
8. 退職給付に係る会計処理の方法
一部の連結子会社において、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務する方法を用いた簡便法を適用しております。
9. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産及び負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
10. 重要なヘッジ会計の方法
金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。なお、一部の金融資産及び負債については、金利スワップの特例処理を行っております。
また、個別取引毎の繰延ヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。
11. のれんの償却方法及び償却期間
のれんについては、その個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で定額法により償却しております。
12. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」であります。
13. 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理
固定資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

追加情報

（当社株式の上場廃止について）

当社は、2025年8月28日開催の臨時株主総会において、株式併合に関する議案について、原案どおりご承認をいただきました。これにより、当社の普通株式は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなり、2025年9月25日をもって上場廃止となりました。

なお、詳細につきましては、2025年8月28日付で当社が公表いたしました「株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ」をご参照ください。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く） 1,372百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。）であります。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 3,363百万円
危険債権額 746百万円
三月以上延滞債権額 一千万円
貸出条件緩和債権額 532百万円
合計額 4,641百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	164,578百万円
貸出金	2,288,783百万円
計	2,453,362百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金	83,659百万円
借用金	950,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

有価証券 94,929百万円

また、その他資産には、先物取引差入証拠金、保証金、金融商品等差入担保金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

先物取引差入証拠金	1,306百万円
保証金	7,227百万円
金融商品等差入担保金	27,156百万円

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

融資未実行残高 277,402百万円

なお、これらの契約の多くは、任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

5. 有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額 2,564百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(中間連結損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。
株式等売却益 159百万円
睡眠預金の収益計上額 26百万円
2. 営業経費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給料・手当 2,883百万円
減価償却費 4,587百万円
外注費 7,064百万円
3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。
貸倒引当金繰入額 379百万円
4. 中間包括利益 14,714百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注1）参照）。また、現金預け金、外國為替（資産・負債）、コールローン及び買入手形並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 買入金銭債権（*1）	185,185	185,195	10
(2) 有価証券			
その他有価証券	622,354	622,354	—
(3) 貸出金	9,462,984		
貸倒引当金（*1）	△3,562		
	9,459,422	9,431,752	△27,669
資産計	10,266,962	10,239,302	△27,659
(1) 預金	11,024,113	11,023,222	△890
(2) 借用金	950,000	948,177	△1,822
負債計	11,974,113	11,971,400	△2,712
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(363)	(363)	—
ヘッジ会計が適用されているもの（*3）	15,582	15,582	—
デリバティブ取引計	15,219	15,219	—

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（*2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（*3）ヘッジ対象の相場変動を相殺するために金利スワップの特例処理を適用しているものについては、ヘッジ手段である金利スワップの時価をヘッジ対象の時価に含めて記載しております。

（注1）市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（2）有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

市場価格のない株式等（*1）	2,279
組合出資金（*2）	354

（*1）市場価格のない株式等には非上場株式が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（*2）組合出資金については「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権 (* 1)	—	54,133	—	54,133
有価証券				
その他有価証券	279,154	343,199	—	622,354
国債・地方債等	206,838	13,678	—	220,516
社債	—	57,163	—	57,163
その他	72,316	272,357	—	344,673
デリバティブ取引				
金利関連取引	—	36,761	—	36,761
通貨関連取引	—	92	—	92
債券関連取引	—	7	—	7
資産計	279,154	434,195	—	713,349
デリバティブ取引				
金利関連取引 (* 2)	—	21,311	—	21,311
通貨関連取引	—	326	—	326
債券関連取引	—	5	—	5
負債計	—	21,642	—	21,642

(* 1) 買入金銭債権は、その他有価証券と同様に会計処理している証券化商品等54,133百万円となります。

(* 2) ヘッジ対象の相場変動を相殺するために金利スワップの特例処理を適用しているものについては、ヘッジ手段である金利スワップの時価をヘッジ対象の時価に含めて記載しております。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	131,062	131,062
貸出金	—	—	9,431,752	9,431,752
資産計	—	—	9,562,814	9,562,814
預金	—	11,023,222	—	11,023,222
借用金 (*)	—	948,177	—	948,177
負債計	—	11,971,400	—	11,971,400

(*) ヘッジ対象の相場変動を相殺するために金利スワップの特例処理を適用しているものについては、ヘッジ手段である金利スワップの時価をヘッジ対象の時価に含めて記載しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

買入金銭債権

買入金銭債権のうち、証券化商品等については、取引金融機関から提示された価格によっており、入手された価格に使用されたインプットに基づきレベル2に分類しております。

その他の取引につきましては、原則として「貸出金」と同様の方法等により算定した価額をもって時価としており、レベル3に分類しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。なお、短期社債は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、市場金利が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いる場合にはレベル3、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

それ以外の有価証券については、取引金融機関等から提示された価格を時価としておりますが、重要な観察できないインプットが用いられている場合にはレベル3、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しています。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なる限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

負 債

預金

預金のうち、要求払預金について、中間連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた現在価値により時価を算定しております。割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借用金

借用金については、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。当該時価は、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。また、ヘッジ対象の相場変動を相殺するために金利スワップの特例処理を適用しているものについては、ヘッジ手段である金利スワップの時価をヘッジ対象の時価に含めて記載しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブは店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等を含めて記載しております。

その他有価証券 (2025年9月30日現在)

種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	債券	407	401
	国債	—	—
	地方債	407	401
	短期社債	—	—
	社債	—	—
	その他	177,293	175,916
	外国債券	170,533	169,222
	その他	6,759	6,694
	小計	177,700	176,318
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	債券	277,272	320,564
	国債	206,838	241,882
	地方債	13,270	13,933
	短期社債	13,487	13,489
	社債	43,676	51,258
	その他	221,514	226,937
	外国債券	173,242	176,645
	その他	48,272	50,292
	小計	498,786	547,501
合計		676,487	723,820
			△47,332

(金銭の信託関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 4,578,134,247円72銭

1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額 336,680,599円40銭

(注) 当社は2025年9月29日付で普通株式の株式併合(51,552,600株を14株)を実施しております。

これに伴い、1株当たり指標は株式併合後の株式数に基づいて算定しております。

(重要な後発事象)

(第三者割当による種類株式の発行並びに資本金及び資本準備金の額の減少)

株式会社NTTドコモ(以下「割当予定先」といいます。)に対して、第三者割当の方法によりA種種類株式を発行すること(以下「本第三者割当」といいます。)並びに当社の資本金及び資本準備金の額の減少(以下「本減資等」といいます。)を行うことについて決議し、2025年10月1日付で本第三者割当並びに本減資等を実行しております。

詳細は2025年8月21日リリースの「第三者割当による種類株式の発行並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ」をご覧ください。

1. 本第三者割当の目的

本第三者割当は、割当予定先が、当社を非公開化することを目的として、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)スタンダード市場に上場している当社株式の全て(ただし、当社が所有する自己株式及び三井住友信託銀行株式会社(以下「三井住友信託銀行」といいます。)が所有する本三井住友信託銀行所有株式(以下に定義します。)を除きます。)を取得するための一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として行ったものです。

2025年5月29日付リリースに記載のとおり、本取引は、①割当予定先による当社普通株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)、②割当予定先が本公開買付けにおいて、当社株式の全て(ただし、当社が所有する自己株式並びに三井住友信託銀行が所有する当社株式(以下「本三井住友信託銀行所有株式」といいます。)及びSB Iホールディングス株式会社(以下「SB Iホールディングス」といいます。)が所有する当社株式(以下「本SB Iホールディングス所有株式」といいます。)を除きます。)を取得することができなかった場合に、当社が行う当社株主を割当予定先、三井住友信託銀行及びSB Iホールディングスのみとするための株式併合(以下「本株式併合」といいます。)を通じて、当社株主を割当予定先、SB Iホールディングス及び三井住友信託銀行のみとするための手続(スクイーズアウト手続)を実施すること、③本SB Iホールディングス所有株式(本株式併合によって1株未満の端数となった部分に相当する株式を除きます。)の自己株式取得(以下「本自己株式取得」といいます。)を実施するために必要な分配可能額、本自己株式取得に係る資金、当社が本株式併合により生じた端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する株式を買い取るために必要な金額等を確保するために本株式併合の効力発生後に行う、(i)本第三者割当による当社に対する資金提供、及び(ii)会社法第447条第1項及び第448条第1項に基づく当社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少を行うこと、並びに④本自己株式取得からそれぞれ構成されます。

2. 本第三者割当の内容

(1) 募集の概要

- ① 払込期日 2025年10月1日
- ② 発行新株式数 A種種類株式 1株
- ③ 発行価額 1株につき金239,525,330,984円
- ④ 調達資金の額 239,525,330,984円
- ⑤ 募集又は割当方法

第三者割当の方法により、すべてのA種種類株式を株式会社NTTドコモに割り当てます。

(2) 調達した資金の額

- ① 払込金額の総額 239,525,330,984円
- ② 発行諸費用の概算額 843,338,658円
- ③ 差引手取概算額 238,681,992,326円

(注1) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(注2) 発行諸費用の概算額の内訳は、登録免許税及び弁護士費用です。

3. 本減資等の目的

本減資等は、本自己株式取得及び当社が本株式併合により生じた端数の合計数に相当する株式を買い取るために必要な分配可能額を確保することを目的として実施いたしました。

4. 本減資等の内容

(1) 減少すべき資本金の額

本第三者割当後の資本金の額150,762,909,366円を119,762,665,492円減少して、31,000,243,874円とする。

(2) 減少すべき資本準備金の額

本第三者割当後の資本準備金の額133,388,380,867円を119,762,665,492円減少して、13,625,715,375円とする。

(3) 増加する剰余金の額

その他資本剰余金 239,525,330,984円

(4) 本減資等の方法

会社法第447条第1項及び第3項並びに第448条第1項及び第3項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少させ、それらの減少額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。なお、本第三者割当による資本金及び資本準備金の額の増加と同時に、本第三者割当により増加する資本金及び資本準備金の額と同額の資本金及び資本準備金の額の減少をいたしますので、効力発生日後の資本金の額及び資本準備金の額は同日前のそれぞれの額を下回ることはありません。そのため、会社法第447条第3項及び同法第448条第3項の規定に基づき取締役会の決議により実施しております。

5. 本減資等の日程

(1) 取締役会決議日 2025年8月21日

(2) 債権者異議申述公告日 2025年8月22日

(3) 債権者異議申述最終期日 2025年9月24日

(4) 減資の効力発生日 2025年10月1日

(自己株式の取得及び消却)

当社は、2025年9月30日開催の臨時株主総会において、株主との合意に基づき自己株式を取得すること、2025年9月30日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、2025年10月1日に自己株式を取得し、同日付で消却しております。

1. 自己株式の取得の概要

(1) 取得する株式の種類及び数 普通株式14株

(2) 株式を取得するとの引き換えに交付する金銭等の内容及びその総額

金銭 総額 186,354,400,584円

(3) 株式を取得することができる期間

2025年10月1日から

2025年10月1日まで

2. 自己株式の消却の概要

(1) 消却する株式の種類及び数 普通株式14株

(2) 消却日 2025年10月1日

(株式併合により生じた1株に満たない端数の合計数に相当する数の当社株式の買取り)

当社は、2025年9月30日開催の取締役会において、会社法第235条第2項により準用される同法第234条第2項に基づき、2025年8月28日開催の臨時株主総会の決議に基づく株式併合が2025年9月29日付で効力を生じたことにより発生した1株に満たない端数の合計数の整数部分に相当する数の当社株式（以下「本端数株式」といいます。）に係る任意売却許可の申立てを裁判所に対して行うこと、裁判所の任意売却許可が得られることを条件として、本端数株式を買い取ることを決議し、2025年10月7日付で買取りを実行しております。

(1) 買い取る株式の種類及び数普通株式2株

(2) 買取りをすると引き換えに交付する金銭等の内容及びその総額

金銭総額53,170,930,400円

(3) 買取りの実行日2025年10月7日

(子会社株式の譲渡)

当社は、2025年9月26日付で当社の100%子会社である株式会社優良住宅ローンの全株式をSBIアルヒ株式会社に譲渡する旨の株式譲渡契約を締結しており、2025年10月1日付で同株式の譲渡を実行いたしました。

1. 株式譲渡の理由

当社は、2025年3月21日付で株式会社優良住宅ローンのフラット35関連事業の事業譲渡を行い、その後同社との人材交流を行うなどグループ内でのシナジーを追求してまいりましたが、同社については株式譲渡を行い、その他事業に経営資源を集中させることができ最良の選択であるという判断に至りました。

2. 株式譲渡の相手先の名称

SBIアルヒ株式会社

3. 株式譲渡の時期

(1) 株式譲渡契約締結日 2025年9月26日

(2) 株式譲渡実行日 2025年10月1日

4. 譲渡する子会社の概要

(1) 名称 株式会社優良住宅ローン

(2) 事業内容 貸金業務、住宅ローン等の事務受託業務、損害保険代理店業務

(3) 当社との取引関係 業務委託契約を締結しております。

5. 譲渡株式数、譲渡価格及び譲渡前後の所有株式数

(1) 譲渡前の所有株式数 5,165株 (議決権所有割合: 100%)

(2) 譲渡株式数 5,165株

(3) 譲渡価格 235百万円

(4) 譲渡後の所有株式数 0株 (議決権所有割合: 0%)

6. 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象が2026年3月期の連結決算に与える影響は軽微であります。

(第三者割当増資による募集株式の発行)

当社は、2025年12月16日開催の取締役会及び2025年12月19日開催の臨時株主総会（会社法第319条第1項に基づく書面決議）において、下記のとおり、第三者割当により新株を発行することを決議し、2025年12月25日に払込が完了いたしました。募集株式の発行の概要は次のとおりであります。

1. 募集株式の発行概要

(1) 発行株式数 当社普通株式 7,088,334株

(2) 払込金額 1株につき 金4,232.30円

(3) 払込金額の総額 金29,999,998,622円

(4) 払込期日 2025年12月25日

(5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金の額 金14,999,999,311円

増加する資本準備金の額 金14,999,999,311円

(6) 割当先及び割当株式数 三井住友信託銀行株式会社 7,088,334株

2. 本第三者割当増資による発行済株式総数及び資本金の推移

現在の発行済株式総数 150,779,695株

(現在の資本金 金31,000,243,874円)

増資による増加株式数 7,088,334株

(増加資本金 金14,999,999,311円)

増資後発行済株式総数 157,868,029株

(増資後資本金 金45,999,999,311円)

(自己資本比率関係)

銀行法施行規則第17条の5第1項第3号に規定する連結自己資本比率（国内基準）は、7.25%であります。

第 19 期 中 間 決 算 公 告

2025年12月30日

東京都港区六本木三丁目2番1号
住信SBIネット銀行株式会社
代表取締役社長 円山 法昭

中間貸借対照表（2025年9月30日現在）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)			
現 金 預 け 金	1,858,173	預 金	11,026,099
コ 一 ル 口 一 ン	35,000	債券貸借取引受入担保金	83,659
買 入 金 銭 債 権	185,275	借 用 金	950,000
有 価 証 券	627,335	外 国 為 替	6,509
貸 出 金	9,463,176	そ の 他 負 債	99,874
外 国 為 替	12,142	未 払 法 人 税 等	6,482
そ の 他 資 産	123,926	資 産 除 去 債 務	641
そ の 他 の 資 産	123,926	そ の 他 の 負 債	92,750
有 形 固 定 資 産	3,924	賞 与 引 当 金	375
無 形 固 定 資 産	30,858	ポ イ ン ト 引 当 金	949
繰 延 税 金 資 産	14,154	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	70
貸 倒 引 当 金	△3,762	負 債 の 部 合 計	12,167,538
(純資産の部)			
		資 本 金	31,000
		資 本 剰 余 金	13,625
		資 本 準 備 金	13,625
		利 益 剰 余 金	159,658
		利 益 準 備 金	7,070
		そ の 他 利 益 剰 余 金	152,587
		繰 越 利 益 剰 余 金	152,587
		株 主 資 本 合 計	204,284
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△32,414
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	10,796
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△21,618
		純 資 産 の 部 合 計	182,666
資 産 の 部 合 計	12,350,204	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	12,350,204

中間損益計算書

〔2025年4月1日から
2025年9月30日まで〕

(単位:百万円)

科	目	金	額
経	常 収 益		89,771
資	金 運 用 収 益	56,681	
	(う ち 貸 出 金 利 息)	(41,898)	
	(う ち 有 価 証 券 利 息 配 当 金)	(9,530)	
役	務 取 引 等 収 益	30,585	
そ	の 他 業 務 収 益	2,299	
そ	の 他 経 常 収 益	205	
経	常 費 用 用		69,742
資	金 調 達 費 用 用	21,764	
	(う ち 預 金 利 息)	(20,116)	
役	務 取 引 等 費 用 用	25,730	
そ	の 他 業 務 費 用 用	63	
営	業 経 常 費 用 用	21,436	
そ	の 他 経 常 費 用 用	746	
経	常 利 益 失 損		20,029
特	別 利 損		3
	固 定 資 産 処 分 損	0	
	減 損	3	
税	引 前 中 間 純 利 益		20,025
法	人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	6,074	
法	人 税 等 調 整	△1,466	
法	人 税 等 合 計	4,608	
中	間 純 利 益		15,416

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。ただし、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6年～38年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年～7年）に基づいて償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

(追加情報)

前事業年度の業務報告書の重要な会計上の見積りに記載しました将来予測を勘案した予想損失額の調整に関する仮定について、当中間会計期間において、重要な変更は行っておりません。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) ポイント引当金

ポイント引当金は、クレジットカード会員や口座開設者に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. ヘッジ会計の方法

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。なお、一部の金融資産及び負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

また、個別取引毎の繰延ヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

7. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

資産に係る控除対象外消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

追加情報

(当社株式の上場廃止について)

当社は、2025年8月28日開催の臨時株主総会において、株式併合に関する議案について、原案どおりご承認をいただきました。これにより、当社の普通株式は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなり、2025年9月25日をもって上場廃止となりました。

なお、詳細につきましては、2025年8月28日付で当社が公表いたしました「株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ」をご参照ください。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額	3,720百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,363百万円
危険債権額	746百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	532百万円
合計額	4,641百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	164,578百万円
貸出金	2,288,783百万円
計	2,453,362百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金	83,659百万円
借用金	950,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

有価証券	94,929百万円
------	-----------

また、その他の資産には、先物取引差入証拠金、保証金、金融商品等差入担保金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

先物取引差入証拠金	1,306百万円
保証金	7,227百万円
金融商品等差入担保金	27,156百万円

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

融資未実行残高	277,510百万円
---------	------------

なお、これらの契約の多くは、任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

(中間損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

株式等売却益	159百万円
睡眠預金の収益計上額	26百万円

2. 減価償却実施額は次のとおりであります。

有形固定資産	409百万円
無形固定資産	4,157百万円

3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

貸倒引当金繰入額	388百万円
株式等償却	295百万円

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等を含めて記載しております。

1. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2025年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	2,451
関連法人等株式	1,269
合計	3,720

(注) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、市場価格等のないものであります。また、当中間会計期間において、子会社株式について295百万円減損処理を行っております。

2. その他有価証券 (2025年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの	債券	407	401	5
	国債	—	—	—
	地方債	407	401	5
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	177,293	175,916	1,376
	外国債券	170,533	169,222	1,311
	その他	6,759	6,694	65
	小計	177,700	176,318	1,382
中間貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの	債券	277,272	320,564	△43,292
	国債	206,838	241,882	△35,044
	地方債	13,270	13,933	△662
	短期社債	13,487	13,489	△2
	社債	43,676	51,258	△7,582
	その他	221,514	226,937	△5,423
	外国債券	173,242	176,645	△3,402
	その他	48,272	50,292	△2,020
	小計	498,786	547,501	△48,715
合計		676,487	723,820	△47,332

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

その他有価証券評価差額金	15,354百万円
繰延ヘッジ損失	479
貸倒引当金	850
ポイント引当金	299
未払事業税	343
賞与引当金	115
関係会社株式	1,433
その他	1,689
繰延税金資産小計	20,566
評価性引当額	△347
繰延税金資産合計	20,218

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△437
繰延ヘッジ利益	△5,450
その他	△175
繰延税金負債合計	△6,063
繰延税金資産の純額	14,154百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	4,566,651,747円35銭
1株当たりの中間純利益金額	376,605,442円26銭

(注) 当社は2025年9月29日付で普通株式の株式併合(51,552,600株を14株)を実施しております。

これに伴い、1株当たり指標は株式併合後の株式数に基づいて算定しております。

(重要な後発事象)

(第三者割当による種類株式の発行並びに資本金及び資本準備金の額の減少)

株式会社NTTドコモ（以下「割当予定先」といいます。）に対して、第三者割当の方法によりA種種類株式を発行すること（以下「本第三者割当」といいます。）並びに当社の資本金及び資本準備金の額の減少（以下「本減資等」といいます。）を行うことについて決議し、2025年10月1日付で本第三者割当並びに本減資等を実行しております。

詳細は2025年8月21日リリースの「第三者割当による種類株式の発行並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ」をご覧ください。

1. 本第三者割当の目的

本第三者割当は、割当予定先が、当社を非公開化することを目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場している当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式及び三井住友信託銀行株式会社（以下「三井住友信託銀行」といいます。）が所有する本三井住友信託銀行所有株式（以下に定義します。）を除きます。）を取得するための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行ったものです。

2025年5月29日付リリースに記載のとおり、本取引は、①割当予定先による当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）、②割当予定先が本公開買付けにおいて、当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式並びに三井住友信託銀行が所有する当社株式（以下「本三井住友信託銀行所有株式」といいます。）及びSB Iホールディングス株式会社（以下「SB Iホールディングス」といいます。）が所有する当社株式（以下「本SB Iホールディングス所有株式」といいます。）を除きます。）を取得することができなかった場合に、当社が行う当社株主を割当予定先、三井住友信託銀行及びSB Iホールディングスのみとするための株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を通じて、当社株主を割当予定先、SB Iホールディングス及び三井住友信託銀行のみとするための手続（スクイーズアウト手続）を実施すること、③本SB Iホールディングス所有株式（本株式併合によって1株未満の端数となった部分に相当する株式を除きます。）の自己株式取得（以下「本自己株式取得」といいます。）を実施するために必要な分配可能額、本自己株式取得に係る資金、当社が本株式併合により生じた端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する株式を買い取るために必要な金額等を確保するために本株式併合の効力発生後に行う、（i）本第三者割当による当社に対する資金提供、及び（ii）会社法第447条第1項及び第448条第1項に基づく当社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少を行うこと、並びに④本自己株式取得からそれぞれ構成されます。

2. 本第三者割当の内容

(1) 募集の概要

- ① 払込期日 2025年10月1日
- ② 発行新株式数 A種種類株式 1株
- ③ 発行価額 1株につき金239,525,330,984円
- ④ 調達資金の額 239,525,330,984円
- ⑤ 募集又は割当方法

第三者割当の方法により、すべてのA種種類株式を株式会社NTTドコモに割り当てます。

(2) 調達した資金の額

- ① 払込金額の総額 239,525,330,984円
- ② 発行諸費用の概算額 843,338,658円
- ③ 差引手取概算額 238,681,992,326円

（注1）発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

（注2）発行諸費用の概算額の内訳は、登録免許税及び弁護士費用です。

3. 本減資等の目的

本減資等は、本自己株式取得及び当社が本株式併合により生じた端数の合計数に相当する株式を買い取るために必要な分配可能額を確保することを目的として実施いたしました。

4. 本減資等の内容

(1) 減少すべき資本金の額

本第三者割当後の資本金の額150,762,909,366円を119,762,665,492円減少して、31,000,243,874円とする。

(2) 減少すべき資本準備金の額

本第三者割当後の資本準備金の額133,388,380,867円を119,762,665,492円減少して、13,625,715,375円とする。

(3) 増加する剰余金の額

その他資本剰余金 239,525,330,984円

(4) 本減資等の方法

会社法第447条第1項及び第3項並びに第448条第1項及び第3項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少させ、それぞれの減少額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。なお、本第三者割当による資本金及び資本準備金の額の増加と同時に、本第三者割当により増加する資本金及び資本準備金の額と同額の資本金及び資本準備金の額の減少をいたしますので、効力発生日後の資本金の額及び資本準備金の額は同日前のそれぞれの額を下回ることはありません。そのため、会社法第447条第3項及び同法第448条第3項の規定に基づき取締役会の決議により実施しております。

5. 本減資等の日程

- （1）取締役会決議日 2025年8月21日
- （2）債権者異議申述公告日 2025年8月22日
- （3）債権者異議申述最終期日 2025年9月24日
- （4）減資の効力発生日 2025年10月1日

(自己株式の取得及び消却)

当社は、2025年9月30日開催の臨時株主総会において、株主との合意に基づき自己株式を取得すること、2025年9月30日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、2025年10月1日に自己株式を取得し、同日付で消却しております。

1. 自己株式の取得の概要

- (1) 取得する株式の種類及び数 普通株式14株
- (2) 株式を取得するとの引き換えに交付する金銭等の内容及びその総額
金銭 総額 186,354,400,584円
- (3) 株式を取得することができる期間
2025年10月1日から
2025年10月1日まで

2. 自己株式の消却の概要

- (1) 消却する株式の種類及び数 普通株式14株
- (2) 消却日 2025年10月1日

(株式併合により生じた1株に満たない端数の合計数に相当する数の当社株式の買取り)

当社は、2025年9月30日開催の取締役会において、会社法第235条第2項により準用される同法第234条第2項に基づき、2025年8月28日開催の臨時株主総会の決議に基づく株式併合が2025年9月29日付で効力を生じたことにより発生した1株に満たない端数の合計数の整数部分に相当する数の当社株式（以下「本端数株式」といいます。）に係る任意売却許可の申立てを裁判所に対して行うこと、裁判所の任意売却許可が得られることを条件として、本端数株式を買い取ることを決議し、2025年10月7日付で買取りを実行しております。

- (1) 買い取る株式の種類及び数 普通株式2株
- (2) 買取りをするとの引き換えに交付する金銭等の内容及びその総額
金銭総額53,170,930,400円
- (3) 買取りの実行日 2025年10月7日

(子会社株式の譲渡)

当社は、2025年9月26日付で当社の100%子会社である株式会社優良住宅ローンの全株式をSBIアルヒ株式会社に譲渡する旨の株式譲渡契約を締結しており、2025年10月1日付で同株式の譲渡を実行いたしました。

1. 株式譲渡の理由

当社は、2025年3月21日付で株式会社優良住宅ローンのフラット35関連事業の事業譲渡を行い、その後同社との人材交流を行うなどグループ内でのシナジーを追求してまいりましたが、同社については株式譲渡を行い、その他事業に経営資源を集中させることができ最良の選択であるという判断に至りました。

2. 株式譲渡の相手先の名称

SBIアルヒ株式会社

3. 株式譲渡の時期

- (1) 株式譲渡契約締結日 2025年9月26日
- (2) 株式譲渡実行日 2025年10月1日

4. 譲渡する子会社の概要

- (1) 名称 株式会社優良住宅ローン
- (2) 事業内容 賃金業務、住宅ローン等の事務受託業務、損害保険代理店業務
- (3) 当社との取引関係 業務委託契約を締結しております。

5. 譲渡株式数、譲渡価格及び譲渡前後の所有株式数

- (1) 譲渡前の所有株式数 5,165株（議決権所有割合：100%）
- (2) 譲渡株式数 5,165株
- (3) 譲渡価格 235百万円
- (4) 譲渡後の所有株式数 0株（議決権所有割合：0%）

6. 当該事象の損益に与える影響額

当該事象が2026年3月期の決算に与える影響は軽微であります。

(第三者割当増資による募集株式の発行)

当社は、2025年12月16日開催の取締役会及び2025年12月19日開催の臨時株主総会（会社法第319条第1項に基づく書面決議）において、下記のとおり、第三者割当により新株を発行することを決議し、2025年12月25日に払込が完了いたしました。募集株式の発行の概要は次のとおりであります。

1. 募集株式の発行概要

- (1) 発行株式数 当社普通株式 7,088,334株
- (2) 払込金額 1株につき 金4,232.30円
- (3) 払込金額の総額 金29,999,998,622円
- (4) 払込期日 2025年12月25日

(5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金の額 金14,999,999,311円

増加する資本準備金の額 金14,999,999,311円

(6) 割当先及び割当株式数 三井住友信託銀行株式会社 7,088,334株

2. 本第三者割当増資による発行済株式総数及び資本金の推移

現在の発行済株式総数 150,779,695株

(現在の資本金 金31,000,243,874円)

増資による増加株式数 7,088,334株

(増加資本金 金14,999,999,311円)

増資後発行済株式総数 157,868,029株

(増資後資本金 金45,999,999,311円)

(自己資本比率関係)

銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は、7.26%であります。